

第1章 総則

第1 はじめに

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防同意事務の執行及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の基本的な法解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語例

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 「条例」とは、春日井市火災予防条例（昭和37年条例16号）をいう。
- 6 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 7 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 8 「J I S」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格をいう。
- 9 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 10 「耐火構造」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 11 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 12 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 13 「その他の構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- 14 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 15 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 16 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 17 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- 18 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 19 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 20 「特定防火戸」とは、特定防火設備のうち、防火戸をいう。
- 21 「常時閉鎖式」とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。
- 22 「随時閉鎖式」とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。

- 23 「防火ダンパー」とは、建基令第 112 条第 16 項に規定する構造の特定防火設備をいう。
- 24 「避難階段」とは、建基令第 123 条第 1 項及び第 2 項に規定するものをいう。
- 25 「屋外避難階段」とは、建基令第 123 条第 2 項に規定するものをいう。
- 26 「特別避難階段」とは、建基令第 123 条第 3 項に規定するものをいう。
- 27 「特定防火対象物」とは、政令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物をいう。
- 28 「非特定防火対象物」とは、政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 29 「特定用途」とは、政令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- 30 「無窓階」とは、建築物の地上階のうち、省令第 5 条の 3 で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- 31 「煙感知器」とは、火災により生じる燃焼生成物（以下「煙」という。）を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。

第 3 運用上の留意事項

この基準には、政令又は省令に定める事項以外に消防機関としての災害に係る知見及び技術背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策のために、当市が付加した行政指導事項が含まれる。

これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相当の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下この項において同じ。）に義務を課すものではないため、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

行政指導を行う者は、過去の災害事例や技術的背景等を踏まえて、当該防火対象物の関係者にその必要性や具体策について説明を行い、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡が生じないよう配慮が必要である。

第 4 基準の適用範囲等

（附 則）

- 1 この基準は、令和 年 月 日から施行するものとする。
- 2 この基準の適用に伴い、従前の「春日井市消防同意事務処理要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）」

は廃止とする。

- 3 この基準の施行の際、従前の「春日井市消防同意事務処理要綱」の規定に適合しており、この基準の規定に適合しないものについては、規定の内容にかかわらず、従前の例によるものとする。